

会員各位

「フォークリフト運転技能講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第61条では、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務に従事するには「フォークリフト運転技能講習」の修了者であることが義務付けられています。
(無資格の場合、雇用主・運転者双方に罰則が科せられます。)

今般、この「フォークリフト運転技能講習会」を、商工会々員様向けに、(一財)江南クレーン教習所(埼玉労働局長登録教習機関)主催で下記の通り、出張開催することとなりました。是非この機会に受講し、国家資格を取得し、安全作業にお役立ていただきますよう、ご案内いたします。

記

1講習日時 ※講習第1日目は、7:30~7:50の間に受付をお願いいたします。

- 第1日目 5月7日(日) 8:00 ~ 17:55 【学科】
- 第2日目 5月12日(金) 8:00 ~ 18:10 【実技】
- 第3日目 5月13日(土) 8:00 ~ 18:10 【実技】
- 第4日目 5月14日(日) 8:00 ~ 17:00 【実技】

2会場 豊野コミュニティセンター(加須市商工会大利根支所)
住所: 加須市豊野台1-345-10
電話: 0480-72-3439



3受講料 45,000円(講習料・テキスト代)
(4日間の昼食代は、商工会が負担致します。)

4受講資格 普通自動車以上の運転免許証保有者・性別不問・フォークリフト経験の有無不問
※外国人の受講は日本語の通常会話が理解できる方に限ります

5定員 先着20名(定員に達し次第締め切り。10名未満の場合は中止あり。)

6申込み 右記申込書に必要事項を記入の上、4月21日(金)までに、写真2枚
(縦3cm×横2.4cm胸から上顔全体・裏に氏名記入)を貼らずに受講料を添えて商工会(本所・各支所事務所)へご持参下さい。

7注意事項 ※当日キャンセル及び受講途中から欠席した場合は、受講料の返金は出来ません。
※講習初日は普段着で受講可。
※ボールペン、マーカーなど、筆記用具持参でご来場下さい。

8問合せ 加須市商工会 担当: 高野 TEL: 0480(61)0842
FAX: 0480(61)0978

主催: 加須市商工会
共催: 羽生市商工会・南河原商工会

※新型コロナウイルスの感染状況により内容が一部変更、または延期・中止となる場合もありますので予めご了承下さい。

(一財)江南クレーン教習所 所長 殿

フォークリフト運転技能講習受講申込書

申込日	令和5年 月 日
受講日	令和5年5/7(日)・5/12(金)・5/13(土)・5/14(日)の4日間 【会場: 豊野コミュニティセンター(加須市商工会大利根支所)】
会員事業所名	
会員事業所住所	〒
会員事業所電話番号	
担当者氏名	

ふりがな	
受講者氏名	
受講者生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
受講者住所	〒
受講者電話番号 (携帯電話可)	(日中、ご連絡のとれる番号を記入して下さい)

運転免許証写し貼付欄 (※運転免許証裏面備考欄に記入がある場合は、裏面の写しも貼付願います)

切り取り線